

吉祥寺イーストエリアにおける路上禁煙地区の追加指定区域の再提案について（修正案）

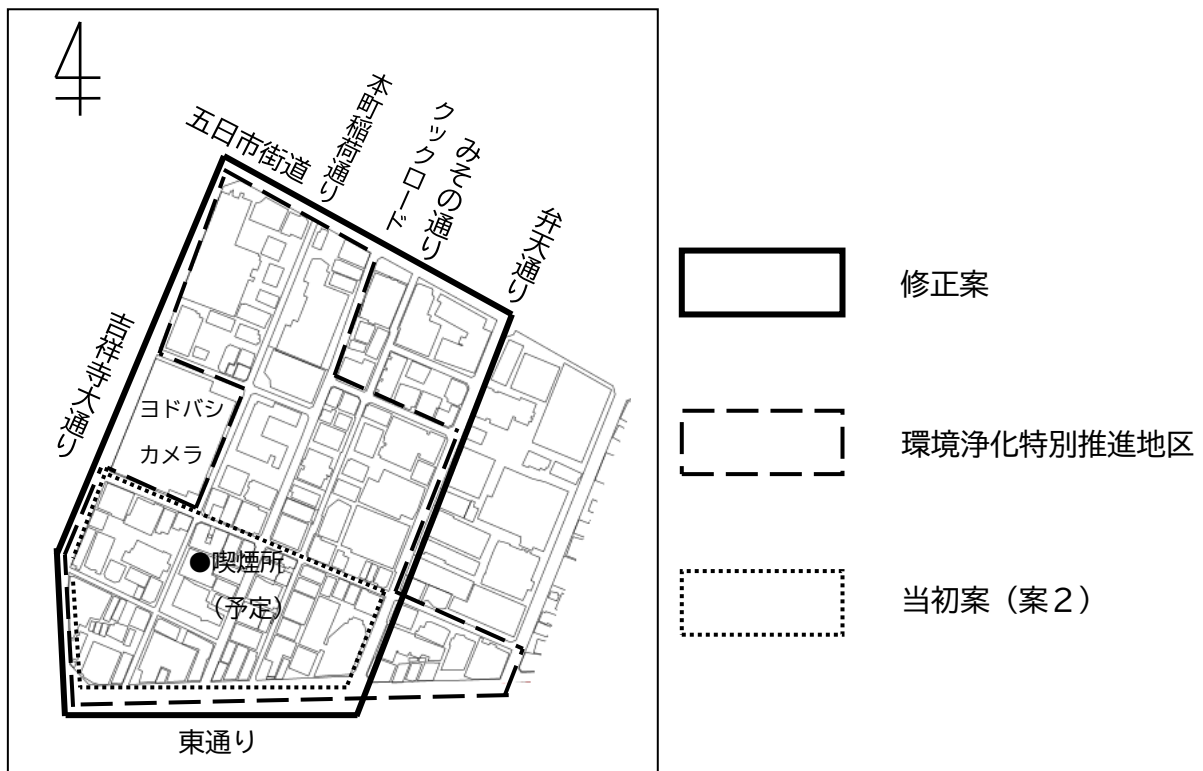
1 第1回委員会における区域案（事務局より提案）に対する主な意見

- ・勧誘行為等適正化特定地区と一致し、条例による実効性の担保があり、理解できる。
- ・区域外でも路上喫煙の実態があり、地元では月1回清掃活動を行っている。
- ・地元から区域案として、環境浄化特別推進地区を中心とした区域で、吉祥寺大通り、五日市街道、弁天通り、東通りに囲まれた区域を提案する。
- ・実効性を確保するには、予算の問題がある。
- ・地元としては、路上禁煙地区のすべてを巡回できないとしても、路上禁煙地区の指定をしてほしい。

2 区域案の修正案について

区域案について、委員会での意見、提案を受け、市の考え方に基づき対応を検討した結果、次のとおり区域案の修正案を提案する。

（1）概略図



（2）第1回委員会において提示した考え方に対する説明

- ・区域の指定は喫煙の権利を制限するものであり、必要最小限の範囲とする。
→喫煙の権利の制限については、路上喫煙の防止、まちの美化の推進の観点から、委員会での意見を踏まえ、地区を指定する。

（裏面あり）

- ・路上喫煙、ポイ捨てが多く発生している区域（実情）、マナー推進員及びブルーキャップ等の活動状況（実効性）を踏まえて設定する。

→案2の区域案の外においても路上喫煙が見られるという地元委員の意見を尊重し、地区を指定する。

現在、週4回、日中に路上禁煙地区内でポイ捨て本数調査、喫煙指導を行っているマナー推進員の活動範囲を、修正案の路上禁煙地区まで広げる。今後も喫煙の実態を確認した上で、喫煙の多い場所を効果的に巡回できるよう巡回ルートを検討していく。

- ・商業地区内で範囲を設定する。

→地区内に住宅街が含まれているが、五日市街道、弁天通りと一定規模の道路で区切られており、地区の範囲の合理性はあると考える。隣接する地区外の住宅街で喫煙する事態が懸念される。地元住民のご理解をいただきたい。